

別表(第3条関係)

	補助対象事業	事業目的	事業内容	補助対象経費	補助要件	補助率	補助限度額	申請者	諮問機関	対象区域
1	まちなか出店支援事業	空き店舗等(新築物件を除き、当該店舗等において現事業主と異なる事業主が事業を営むこととなる事実を市長が確認できる場合を含む。以下同じ。)を活用して中心市街地の商業集積を図る。	空き店舗等を活用して出店若しくは起業を行うもの又は商店街団体が誘致したもののうち、中心市街地への集客を目的とし、事業の継続性が認められるもの	店舗内外改装に係る経費、備品購入費及び広告料	・補助事業者は、開業後1年間大分商工会議所が実施する経営サポート又は㈱まちなか倶楽部が実施するフォローアップを受けること。 ・商店街団体の活動に積極的に参加すること。 ・飲食店以外の店舗にあっては、10時から17時までの間において3時間以上営業を行い、かつ、週5日以上営業を行うこと。 ・飲食店にあっては、12時から13時までの1時間営業を行った上で、10時から12時まで又は13時から17時までの間において2時間以上営業を行い、かつ、週5日以上営業を行うこと。 ・初めて商都復活支援事業を活用して出店する法人又は個人であること。 ・店舗内外の改装に係る経費が補助対象経費の2分の1以上であること。 ・空き店舗等の所有者と補助事業者が同一人物ではないこと。 ・空き店舗等の所有者と補助事業者が2親等以内の親族又は法人及びその役員ではないこと。	2分の1以内	1, 000千円	事業者	選考委員会	大分市中心市街地 商都復活支援事業区域のうち、JR日豊本線以北で国道197号以南の区域及び国道197号以北で県道大分港線以西の区域
							1, 500千円	商店街団体		
2	イベント開催事業	イベントを行うことにより中心市街地への集客を図る。	中心市街地への集客に効果のあるイベントを行うもの	イベントの開催に係る経費	・不特定多数の者が参加可能なものであること。 ・公共の場所若しくは公益に資すると認められる場所において開催されるもの(屋外において開催さえるものに限る。)又は複数店舗が参加し、かつ、イベント実施区域周辺の回遊性を高めると認められるもの(屋内で開催されるものを含む。)に限る。	3分の2以内	1の事業につき 600千円 (一の団体につき1年度当たり1, 800千円を限度とする。)	商店街団体事業者	選考委員会	大分市中心市街地 商都復活支援事業区域のうち、国道10号以北の区域
3	広域連携イベント誘致事業	イベントを行うことにより中心市街地への集客を図るとともに、交流人口の拡大を図る。	中心市街地への集客及び交流人口の拡大に効果のあるイベントを行うもの	イベントの開催に係る経費	・不特定多数の者が参加可能なものであること。 ・公共の場所又は公益に資すると認められる場所(屋外に限る。)において開催されるものに限る。	3分の2以内	1の事業につき 600千円 (一の団体につき1年度当たり1, 800千円を限度とする。)	市外の商店街団体又は市外に住所を有する事業者	選考委員会	大分市中心市街地 商都復活支援事業区域のうち、国道10号以北の区域
4	商店街基盤整備事業	来街者の利便性向上を図るための施設及び設備の整備を行うことにより、商店街の賑わいの創出を図る。	来街者の利便性向上を図る施設及び設備の整備を行うもの	施設及び設備の整備に係る経費	・商店街団体(商工会、商工会議所、まちづくり会社等商店街組織と一体となり活動している団体等を含む。)が所有し、及び維持管理する施設及び設備であって、公共の用に供するものの整備であること。 ・商店街団体(商工会、商工会議所、まちづくり会社等商店街組織と一体となり活動している団体等を含む。)が施設及び設備の維持管理計画を立てるものであること。	2分の1以内	1商店街につき 10, 000千円	商店街団体 (商工会、商工会議所、まちづくり会社等商店街組織と一体となり活動している団体等を含む。)	選考委員会	大分市中心市街地 商都復活支援事業区域のうち、JR日豊本線以北で国道197号以南の区域
5	中心部活性化商店街等連携イルミネーション事業	大規模なイルミネーション事業を行うことにより中心市街地への集客を図る。	中心市街地の商店街が連携し、集客に効果のあるイルミネーション事業を行うもの	イルミネーション事業の開催に係る経費	・最低対象事業費 5, 000千円 (ただし、交付決定後、災害等のやむを得ない事情で補助事業を中止・変更したことにより、最低事業費を下回った場合は、最低事業費に関わらず準備に要した経費を対象とする。)	5分の4以内	8, 000千円	区域内の5以上の商店街団体で構成する団体 (商工会、商工会議所、まちづくり会社等商店街組織と一体となり活動している団体等を含む。)	選考委員会	大分市中心市街地 商都復活支援事業区域のうち、JR日豊本線以北で国道197号以南の区域
6	中心部活性化商店街等連携イベント事業	大規模なイベント事業を行うことにより中心市街地への集客を図る。	中心市街地の商店街が連携し、集客に効果のあるイベント事業を行うもの	イベント事業の開催に係る経費	・最低対象事業費 5, 000千円 (ただし、交付決定後、災害等のやむを得ない事情で補助事業を中止・変更したことにより、最低事業費を下回った場合は、最低事業費に関わらず準備に要した経費を対象とする。)	5分の4以内	6, 000千円	区域内の5以上の商店街団体で構成する団体 (商工会、商工会議所、まちづくり会社等商店街組織と一体となり活動している団体等を含む。)	選考委員会	大分市中心市街地 商都復活支援事業区域のうち、JR日豊本線以北で国道197号以南の区域
7	中心部活性化商店街等連携販売促進事業	大規模な販売促進事業を行うことにより中心市街地への集客を図る。	中心市街地の商店街が連携し、集客に効果のある販売促進事業を行うもの	販売促進事業に係る経費		3分の2以内	1, 000千円	区域内の5以上の商店街団体で構成する団体 (商工会、商工会議所、まちづくり会社等商店街組織と一体となり活動している団体等を含む。)	選考委員会	大分市中心市街地 商都復活支援事業区域のうち、JR日豊本線以北で国道197号以南の区域